

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する

県立学校職員ガイドライン

【はじめに】

- 平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等は、障がいのある人に対して、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）をすることが禁止され、合理的配慮の提供義務が課せられます。
- また、「障害者差別解消法」では、行政機関等の職員が障がいのある人に対して適切に対応することができるよう、職員対応要領の作成が定められています。
- 本県教育委員会においては、平成28年3月31日付け教育長通知により、熊本県教育委員会職員対応要領を定めました。
- 本ガイドラインは、熊本県教育委員会職員対応要領に掲げる事項について、熊本県立学校職員（以下、職員とする。）が、障がいのある幼児、児童及び生徒と接するうえでの留意点をまとめたものです。
- 我々職員は、「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の趣旨に沿って、様々な障がい特性を理解し、障がいのある人に対して、適切な行動をとることが求められています。

【「障害」のひらがな表記】

- ・「障害」の表記については、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」と一部ひらがなで表記しています。
- ・条例の条文、条文を引用した部分、国の法令やこれらにより定義されている固有名称等の表記は、「障害」と漢字で表記しています。

目 次

第1	用語の定義	4
第2	不当な差別的取扱い（不利益取扱い）について	6
1	基本的な考え方	6
2	「正当な理由」の判断の視点	6
3	不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例	7
第3	合理的配慮について	7
1	基本的な考え方	7
2	業務を委託する場合の対応	9
3	「意思の表明」の考え方	9
4	「過重な負担」の考え方	9
5	合理的配慮の観点と具体例	10
6	基礎的環境整備について	11
第4	校長に求められること	12
第5	職員が心得ておくべきこと	12
第6	相談体制について	12
第7	理解促進のための研修について	14
	障がいの種類と状態について	14

第1 用語の定義

(1) 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病による障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

〔ポイント〕

この通知で定める障がい者の定義は、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第2条第1項に規定する「障害者」と同義であり、いわゆる障がい者手帳の所持者に限らない。

(2) 社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

- 「事物」とは、障がいのある人にとって、利用しにくい施設、設備
例) 建築物や公共交通機関における段差など
- 「制度」とは、障がいのある人にとって、利用しにくい制度
例) 障がいを理由とした資格制限など
- 「慣行」とは、障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化
例) 会議での点字資料や手話通訳の欠如など
- 「観念」とは、障がいのある人への偏見、考え方
例) 心ない言葉や視線、障がい者は保護されるべき存在とする意識上の障壁など

(3) 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と比較して区別する、排除する、制限する、条件を付ける等の異なる取扱いをすることであって、障がいのある人の権利利益を侵害すること

(4) 合理的配慮

障がいのある人から社会的障壁を取り除くための配慮を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないように求められる必要かつ合理的な取組み

法律と条例における用語の違いについて

障害を理由とする差別の禁止に係る条文では、障害者差別解消法は「**不当な差別的取扱い**」と規定されているところを、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例では「**不利益取扱い**」とし、具体的に8分野を明示している。

【障害者差別解消法】(H28.4 施行)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例】(H23.7 制定、H28.4 一部改正)

第2章 第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

※下記の8分野について、具体的に列挙し、不利益取扱いを禁止している。

①福祉サービス	②医療	③商品販売・サービス提供	④労働者の雇用
⑤教育	⑥建物等・公共交通機関の利用	⑦不動産の取引	⑧情報の提供等

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

〔ポイント〕

障がい理由とする差別には、「**不当な差別的取扱い(不利益取扱い)をすること**」と「**合理的な配慮を提供しないこと**」の2種類がある。

1 基本的な考え方

法律及び条例では、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人には付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止している。

県立学校における不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、障がいのある人を、学校が行う教育及び校務について、障がい以外の諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱うことである。

2 「正当な理由」の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がいのある人に対して、障がいを理由として、学校が行う教育の機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

その判断は、個別の事案ごとに、障がいのある人の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び学校が行う教育及び校務の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人（障がいのある幼児、児童及び生徒の場合、その保護者を含む）にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要がある。

〔ポイント〕

- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とは、正当な理由なく、諸事情が同じ障がいのない人と比較して、障がいのある幼児、児童及び生徒を不利に扱うこと。
- 正当な理由に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈してはならない。
- 正当な理由の判断の視点は、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言えるかどうかである。
- 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は学校にあるため、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者に対し、丁寧に説明する必要がある。

3 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例

不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たり得る具体例は、以下のとおりである。これらは例示であって、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に当たるか否かは個別の事案ごとに判断されるものであり、ここに掲げた例に限らないことに留意する必要がある。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の具体例】

障がいのみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校において窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

【不当な差別的取扱い（不利益取扱い）とならない例】

- 学校教育において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者に障がいの状況等を確認すること。
- 障がいのある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

第3 合理的配慮について

1 基本的な考え方

- (1) 法律及び条例では、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組みが求められている。

学校における合理的配慮は、障がいのある幼児、児童及び生徒が、他の幼児、児童及び生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことである。

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、以下に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

合理的配慮は、学校が行う教育及び校務の目的・内容・機能に照らし、障がいのある幼児、児童及び生徒が学校で十分な教育を受けられるようにすることに付随するものに限られること、障がいのない幼児、児童及び生徒との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び、学校教育の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

〔ポイント〕

- 合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整である。
- 合理的配慮は、障がいのある幼児、児童及び生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要とされる。
- 障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければならない。

(2) 障がいのある幼児、児童及び生徒に対する合理的配慮の提供については、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当であり、主として以下の点に留意すること。

- ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある幼児、児童及び生徒が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であること。
- イ 合理的配慮は、障がいのある幼児、児童及び生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であること。
- ウ 合理的配慮の合意形成後も、障がいのある幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であること。

- エ 合理的配慮は、障がい者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障がいのある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であること。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要であること。
- オ 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要であること。

2 業務を委託する場合の対応

学校の教育及び校務の一環として行う業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きく差異が生じることにより障がいのある幼児、児童及び生徒が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むことが望ましい。

3 「意思の表明」の考え方

意思の表明に当たっては、以下のことに留意する必要がある。

- 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などがある。
- 障がいのある幼児、児童及び生徒自らが意思の表明をすることが困難な場合には、その家族や介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含まれる。
- 意思の表明が困難な障がいのある幼児、児童及び生徒が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、十分な教育を受けられるようにする観点から、本人やその保護者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 「過重な負担」の考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の視点等を考慮しながら具体的な場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断する必要がある。

◀ 「過重な負担」の判断の視点 ▶

①学校が行う教育及び校務への影響の程度

求められた合理的配慮を講じることによって、学校が行う教育及び校務の目的、内容や機能の本質が損なわれないか

②実現可能性の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等がないか

③費用・負担の程度

求められた合理的配慮の提供に当たり、学校が行う教育及び校務の実施に影響を及ぼさない費用・負担の程度であるか

なお、過重な負担に当たるか否かについては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈してはならない。また、過重な負担があると判断した場合、その説明責任は学校にあるため、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者に対し、丁寧に説明する必要がある。

さらに、過重な負担があると判断した場合でも、別の方法で対応できないか、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者と建設的な対話をする必要がある。

5 合理的配慮の観点と具体例

「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であることから、中央教育審議会特別支援学校特別部会では、学校教育においてこれまで行われてきた配慮を、「合理的配慮」の観点として改めて整理している。なお、例示については、ここに掲げた例だけに限らないことに留意する必要がある。

【「合理的配慮」の観点】

①教育内容・方法

1 教育内容

- (1) 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

【例】「適切な人間関係の形成の困難さ」に関する学習を取り入れる。

- (2) 学習内容の変更・調整

【例】基礎的基本的内容についての学習を重視する。

2 教育方法

- (1) 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

【例】写真や図面、模型、実物など、視覚を活用した情報を提供する。

- (2) 学習機会や体験の確保

【例】実際的な体験の機会を多く設定する。

(3) 心理面・健康面の配慮

【例】成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設定する。

②支援体制

1 専門性のある指導体制の整備

【例】障がいを十分に理解した専門家から支援を受けて、指導に生かす。

2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

【例】様々な個性について、周囲の児童生徒や教職員の理解啓発を図る。

3 災害時等の支援体制の整備

【例】混乱した心理状態になることを想定した支援体制を整備する。

③施設・設備

1 校内環境のバリアフリー化

【例】動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。

2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

【例】衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。

3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【例】混乱した心理状態になることを想定した避難場所を整備する。

6 基礎的環境整備について

合理的配慮を必要とする障がいのある幼児、児童及び生徒が多数見込まれる場合や、障がいのある幼児、児童及び生徒との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮を提供するにとどまらず、基礎的環境整備に努める必要がある。

【学校が行う基礎的環境整備の具体例】

- ①支援のためのネットワークを形成しておくこと
- ②専門性のある支援ができる校内支援体制を用意しておくこと
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導ができるように体制を整えておくこと
- ④よく使う教材をあらかじめ確保しておくこと
- ⑤施設・設備を使いやすいように整備しておくこと
- ⑥すべての教員、支援員等の特別支援教育についての専門性を充実させておくこと
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導ができるようにしておくこと
- ⑧交流及び共同学習の推進

第4 校長に求められること

- 職員に対して、日常の業務を通じた指導により、障がい理由とする差別の解消に関し注意喚起を行うとともに、校内研修などを通じて、障がい特性等に関する知識を深めさせなければならない。
- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮がなされていない状況を確認した場合は、その改善に向けた措置について、迅速かつ適切に対処する。
- 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）や合理的配慮について、職員から相談しやすい雰囲気や体制づくりに努める。

第5 職員が心得ておくべきこと

障がいのある幼児、児童及び生徒に対する不利益な取扱いや合理的配慮の不提供となる言動、行動は、法律や条例に反するだけでなく、学校全体の信頼性を損ねることになるため、以下のことに留意する必要がある。

また、合理的配慮を求める申し出があった場合は、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者との認識の違いをなくすため、十分なコミュニケーションを図るようにする。

<不当な差別的取扱い（不利益取扱い）に関して>

- 正当な理由があると判断した場合、その説明責任は学校にあるため、幼児、児童及び生徒やその保護者に対して、丁寧な説明を行わなければならない。

<合理的配慮の提供に関して>

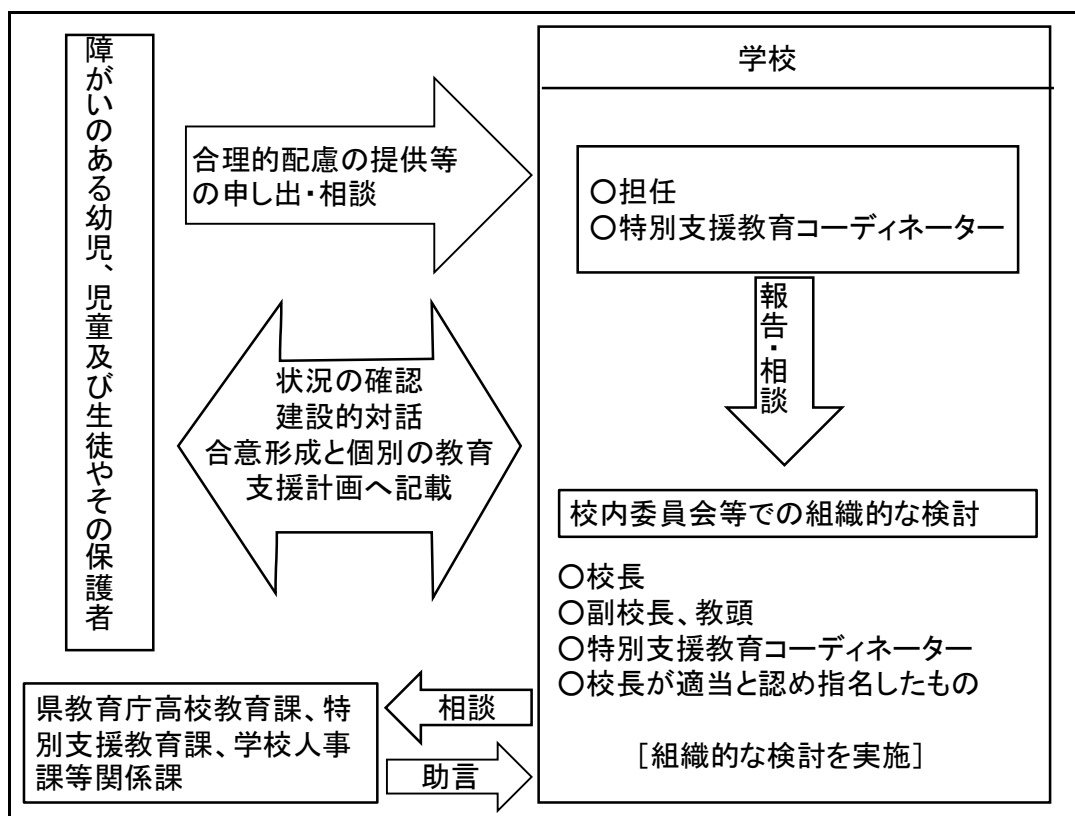
- 過重な負担がある場合、法的義務は課されないが、別の方法で対応できないか、配慮を求める幼児、児童及び生徒やその保護者と建設的対話をする必要がある。
- 過重な負担であると判断した場合、その説明責任は学校にあるため、配慮を求める幼児、児童及び生徒やその保護者に対して、丁寧な説明を行わなければならない。
- 合理的配慮の申し出がない場合、法的義務は課されないが、障がいのある幼児、児童及び生徒に配慮が必要なことが明らかな場合などは、建設的な働きかけを行い、積極的に配慮を行うことが望ましい。

第6 相談体制について

学校においては、幼児児童生徒との関係が長期にわたること等から、校内相談体制を整備して、障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者からの、障害を理由とする差別の解消に関する相談等に的確に応じることが必要である。学校において

は、相談窓口を明確にするとともに、校内支援委員会を含む校内体制の充実を図ることにより、障がい理由とする差別の解消の推進に資する体制を整備するものとする。

また、相談窓口は、幼児、児童及び生徒やその保護者に周知することが重要である。



障害を理由とする差別の解消を推進する校内体制

学校においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児、児童及び生徒やその保護者からの相談等を最初に受け付けることが想定される。相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

校内体制を活用してもなお合意形成が難しい場合、校長は、高校教育課、特別支援教育課、学校人事課等関係課と協議を行うことができる。

なお、職員の対応に関する相談には、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第13条の規定に基づき、県障がい者支援課に設置している広域専門相談員があたることもできる。

相談を受けた案件については、広域専門相談員が関係者から意見を確認するなどして事案を整理し、今後の対応について学校人事課及び関係課と協議等を行う。

第7 理解促進のための研修について

学校教育は、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するために重要な役割を担っている。学校においては、職員の理解の在り方や指導の姿勢が障がいのある幼児、児童及び生徒に大きく影響することに十分留意し、法の趣旨の理解をはじめとして、発達障害等を含む障がいの理解、発達段階に応じた支援方法、不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等について研修を行うことが望ましい。

また、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進することについて、障がいのない幼児、児童及び生徒の保護者や地域住民に対する働きかけも重要である。

【障がいの種類と状態について】

視覚障がい	視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、移動の困難等がある。
聴覚障がい	聴覚障がいとは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障がいがある子供たちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語はじめその他多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切である。
知的障がい	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれている。
肢体不自由	肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言う。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。
病弱・身体虚弱	病弱とは心身の病気のため弱っている状態を表している。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、

	<p>病気にかかりやすいといった状態を表している。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。</p> <p>病弱及び身体虚弱の子供の中には、医師や看護師、心理の専門家等による治療だけでなく、学習への不安、病気や治療への不安、生活規制等によるストレスなどの病弱児の心身の状態を踏まえた教育を必要とすることが多い。</p>
言語障がい	<p>言語障がいとは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。</p>
情緒障がい	<p>情緒障がいとは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。</p>
自閉症	<p>自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいである。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。</p>
学習障がい	<p>学習障がいとは、学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態である。</p>
注意欠陥多動性障がい	<p>注意欠陥多動性障がいとは、おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態である。</p>

※教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成 25 年 10 月文部科学省）より引用